

第二種平敷屋漁港における

①放置等禁止区域指定

②プレジャーボート等係留指定施設 のお知らせ

平敷屋漁港においては、次のとおり放置禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボート等を係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶(漁船・遊漁船・プレジャーボート等) 2 自動車、原動機付自転車、軽車両 3 廃棄物(ゴミ、粗大ゴミ、廃油等)
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

● ②について

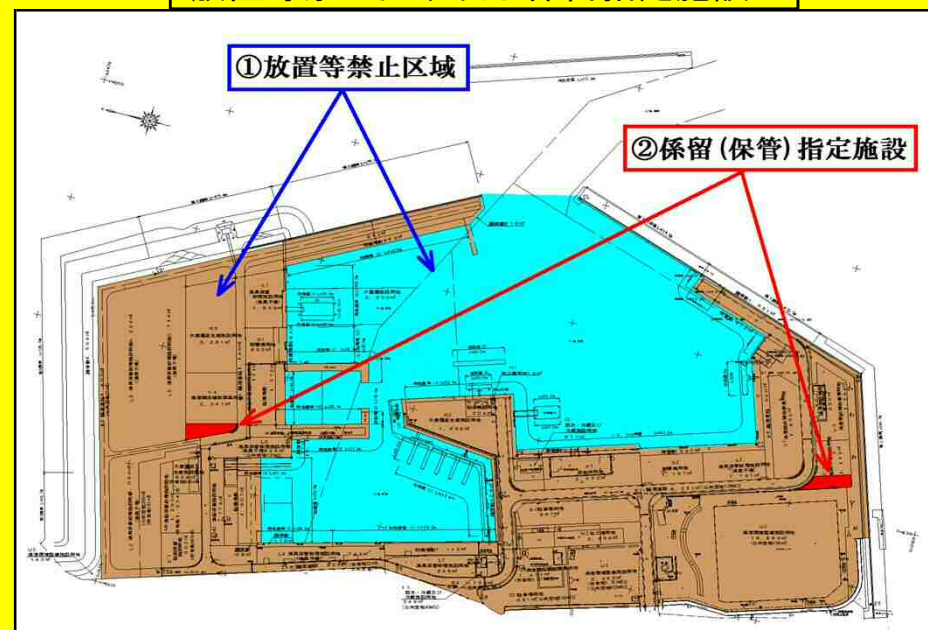
沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要ですので、中部農林土木事務所農村漁港班へお問い合わせ下さい。

(098-894-6525)

指定物件	プレジャーボート等 ヨット、モーターボート、遊漁船等で 漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設



違反行為をした場合、30万以下の罰金に処せられます。

なお、指定は平成29年4月1日から施行します。